

鳥取県事業承継支援補助金 (移定住・創業者支援タイプ)



バトンタッチを、スムーズに

せっかく受け取ったバトン、早く先へ進めたい…
移住された方や新規創業者への事業承継が
スムーズに進むよう、設備の導入を支援します。

補助金のあらまし

補助対象者

※代表者・その配偶者・3親等内の親族を除きます。

鳥取県内に所在する中小企業者（個人事業主・会社）
から、事業を引き継ぐ移定住者又は創業者

【移定住者】

- ・鳥取県外から鳥取県に転入して3年を超えない者
- ・鳥取県外に住所を有し鳥取県で定住しようとする者

【創業者】

- ・個人で鳥取県内で新たに事業を開始する者
- ・個人で鳥取県内で新たに会社を設立、代表者に就任し事業を開始する者

補助対象経費

事業承継後の事業実施に必要な設備の県内事業所
への導入経費 ※中古品の購入OK

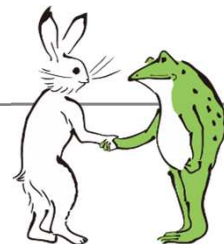
(設備の例) 建物・機械装置、工具器具、備品、システム等
(導入経費) 購入、新增設、外装・内装工事、改修、リース
費用等

事業実施期間

12か月以内

補助率・上限

補助対象経費の2分の1・上限額200万円



ヨロシク

「鳥取県事業承継・引継ぎ支援センター」へご相談を

(公財)鳥取県産業振興機構が経済産業省中国経済産業局より
委託を受けて運営する事業承継の公的な相談窓口です。
これまで大切に培ってきた経営資源を意欲のある事業の担
い手にバトンタッチするためのお手伝いをします。

鳥取県事業承継・引継ぎ支援センター

TEL 0857-20-0072 FAX 0857-20-0400

〒680-0031 鳥取市本町1丁目101

<https://www.toriton.or.jp/~jigyohikitsugi/>

※ 応募に当たっては、事業計画書と予算書を提出してください。

事業採択決定後、交付申請書と添付書類を提出していただきます。

書式・手引き等詳細については次のURLからご覧ください。 <https://www.pref.tottori.lg.jp/273822.htm>

(補助金に関する問合せ・申請送付先)

鳥取県商工労働部企業支援課 TEL 0857-26-7243 FAX 0857-26-8117

〒680-8570 鳥取市東町1丁目220 メール kigyoushien@pref.tottori.lg.jp

